

第7回

知財担当者が知っておきたい企業法務 企業担当者が知っておきたい知財法務

国際法務と知的財産法

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

知的財産に関する取引や企業の活動は越境的になる傾向があるため、各国の制度のハーモナイゼーションに関する取組が行われてきた。こうした動向の存在は、各種の知的財産に関する裁判例でも述べられている。以上の経緯から、国際性と知的財産はしばしば結びついて論じられることがある。もっとも、具体的に条約等の国際的な知的財産に関する枠組みが、どのように知的財産実務に影響し得るのか。

○ 法務担当者の疑問点

知的財産法に関する取引や紛争は、国際的な側面の強いということをよく聞くのですが、知的財産法に特有の条約としてはどのようなものがあり、法務上の検討や判断に何か影響するようなものはあるのでしょうか。

また、国際的に展開される法的紛争に関しては、管轄や準拠法に関する問題がしばしば議論の対象となる。近時、国際性を有する知的財産紛争と属地主義の関係性については、最高裁判例の出現に伴い、高い注目が集まった。もっとも、国際性を有する知的財産法を巡る紛争において、問題となるのは、属地主義の問題には必ずしも限定されない。特に、管轄や準拠法に関する論点については、知的財産権が問題となった裁判例が、一定数、存在している。

○ 知財担当者の疑問点

日本に本社がある当社Xが、日本に本社があるY社に当社の知的財産のライセンスをしようとする場合、あくまで日本国内に当事者のいる契約の交渉ということになりますが、管轄や準拠法について、何か気を付けた方が良いでしょう。

以下では、知的財産法に関する裁判例から、知的財産分野に関連する国際条約（第2）、国際性を有する知的財産紛争において問題になる涉外法務に係る論点（第3）について、概観の上、疑問点についてコメントをする。